答 申 個 第 １ ２ ８ 号
令 和 ５ 年 ６ 月 ２ １ 日

京　都　市　長　　様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　北　村　　和　生
（事務局　総合企画局情報化推進室情報管理担当）

京都市個人情報保護条例第３６条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

令和４年９月３０日付け保健健第２７２号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

通報対応業務に係る報告書の個人情報一部開示決定事案（諮問個第３１６号）

（別紙）

１　審査会の結論

処分庁が行った個人情報一部開示決定処分は妥当である。

２　審査請求の経過

⑴　審査請求人は、令和４年５月１０日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第１４条第１項の規定により、「健康長寿企画課が保有する JTB 京都支店と令和２年度１月１７日付けで締結した受動喫煙防止対策に係る監視・指導等業務について、JTB 京都支店から取得した通報対応報告」に記録された個人情報の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

⑵　処分庁は、本件請求に係る公文書として「健康長寿企画課が JTB 京都支店と令和２年１月１７日付けで締結した、受動喫煙防止対策に係る監視・指導等業務の報告に係る文書（通報対応報告）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和４年６月２日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第１６条第７号に該当
調査及び指導の内容等については、開示することにより、今後の同種の調査及び指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

⑶　審査請求人は、令和４年９月２日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第２条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

３　審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

４　処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　本件公文書について
本市では、受動喫煙の対策を防止のための監視・指導業務として、市民からの通報を受け、対象となる施設等への指導や、飲食店等の監視を行うことを JTB 京都支店に委託している。

本件公文書は、委託先から本市に提出を受けた市民からの通報内容及び対応経過を記したものであり、本件請求に係る文書として特定したものである。

⑵　条例第１６条第７号に該当することについて

本件公文書には、通報対応に係る内容が記載されている。調査及び指導の内容等については、開示することにより、今後の同種の調査及び指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから非開示とした。

⑶　審査請求人は、自らが通報した内容に係る情報を開示請求し、開示された公文書のうち、非開示とされた調査及び指導の内容等が記載されている部分について、通報後に JTB の担当者から指導等の結果について電話で報告を受け知り得ていることからその報告内容をもとに、開示を求めている。

当該業務においては、通報者に対し、指導等の結果を一部報告することがあるものの、指導対象となった相手方の具体的な発言や対応、JTB の対応などを詳細に報告するものではない。また、本件公文書に記載された指導内容は、それらの具体的なやりとりなどが詳細に記載されていることから、通報者として結果を知り得ていたとしても、本件公文書に記載されている情報全体を文書として開示できると判断するものではない。

⑷　以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

５　審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　条例第１６条第７号に該当しないため、次の部分の開示を求める。

整理番号「Ｒ００１０」について、「２つの灰皿を１３日（月）中に撤去と管理者から連絡」があった旨

整理番号「Ｒ００１１」について、「WEB に電話番号なく職員が訪問するが呼び鈴に反応なし。継続。」の旨

整理番号「Ｒ００１８」について、「管理者と先般会った。屋内のため、違反を説明。是正するとの回答。」の旨

整理番号「Ｒ００１９」について、「伺った。是正するとの回答。「屋内は禁煙」と説明。配慮義務も説明した。」の旨

整理番号「Ｒ０１８９」について、「３月１５日に京都第二地方合同庁舎を●●とは別の者が訪問。京都財務事務所の総務課長が対応。完全に屋内であった（屋根があって側壁で囲まれていた）。即日閉鎖するとの回答。３月１５日に作業したと聞いた。」旨

これらは、いずれも審査請求人が処分庁又は JTB の職員から電話で聞き取ったものである。

大別すると①通報対象施設を訪問したこと、②屋内であることを確認したこと、③「屋内は禁煙」や「配慮義務があること」などと健康増進法の規定を説明したこと、④灰皿を撤去ないし是正した又はするとの回答があったこと、である。

⑵　これらは、健康増進法において想定されていて、何ら特別なことではない。審査請求人が開示を求める部分は、いずれも国のガイドライン案に沿った業務内容であり、個別の通報対象施設に固有の事情に関する情報が含まれていないことからすると、これらを開示したからといって、今後の同種の調査及び指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

⑶　ガイドライン案によると、居留守を用いた立入検査への妨害が有効でないことは自明であり、「呼び鈴に反応なし」との情報を公にしても、今後、同種の調査及び指導において適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

6　審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

⑴　本件審査請求について

審査請求人は、本件処分において非開示とされた部分のうち、整理番号「Ｒ００１０」、「Ｒ００１１」、「Ｒ００１８」、「Ｒ００１９」及び「Ｒ０１８９」の非開示部分の開示を求めているので、当審査会では、当該非開示部分についての処分の妥当性について検討する。

⑵　本件公文書について

本件公文書は、市民からの通報内容及び対応経過を記したものであり、整理番号、受付年月日、受付時間、担当、受付方法、通報者施設名称（上段）通報者氏名（下段）、通報者電話番号もしくは通報者メールアドレス、相手方氏名（敬称略）、状況、種別、業種、通報対象施設名・連絡先、通報内容、回答、京都市様からの対応指示、調査手法、期日、対応結果及び分類⑴が順に掲載されている。

このうち、「京都市様からの対応指示」欄及び「対応結果」欄が非開示（以下「本件非開示部分」という。）とされている。

⑶　条例第１６条第７号該当性について

ア　条例第１６条第７号は、処分庁の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示情報とすることを定めたものである。

イ　処分庁は、調査及び指導の内容等を開示すると、今後の同種の調査及び指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第１６条第７号に該当すると主張する。また、通報者に対し、指導等の結果を一部報告することがあるものの、指導対象となっ

た相手方の具体的な発言や対応、JTB の対応などを詳細に報告するものではなく、審査請求人が通報者として結果を知り得ていたとしても、本件公文書には指導内容の具体的なやり取りが記載されているため開示できないと主張する。

ウ　一方、審査請求人は、開示を求める部分は、いずれも自身が処分庁又は JTB の職員から電話で聞き取った内容であること、また国のガイドライン案に沿った業務内容であり、個別の通報対象施設に固有の事情に関する情報が含まれていないことから、これらを開示しても、今後の同種の調査及び指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないと主張する。

エ　当審査会において、本件公文書を見分したところ、「京都市様からの対応指示」欄には、処分庁が JTB に対しどのような指導や対応を行うべきか指示した内容が具体的に記載されていること、また「対応結果」欄には、JTB が行った指導の経過ややりとりの内容が詳細に記載されていることが確認された。

オ　一般に、行政指導において法令違反の状態の解消を実現させるためには、その手法や手段の有効性の確保が重要であること、また相手方の任意の協力がなければ指導の目的を達成することが困難であることから、処分庁と相手方の信頼関係の構築も重要なものであるといえる。

　そうすると、処分庁が指示した指導・対応方針や JTB が指導対象者と行ったやり取りの経過や相手方の発言、対応内容が一連の情報として記載されている本件非開示部分に、たとえ審査請求人が処分庁又は JTB の担当者からの対応結果の報告により知り得ている部分があるとしても、当該部分を開示することにより、指導の過程が推測される可能性があること、また行政指導の相手方は当該指導におけるやり取りが公にされることを予定することなく、率直な意見等を述べていることから、指導対象者との信頼を損ない、協力が得られなくなることは否定できず、今後の同種の調査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断する。

カ　したがって、当審査会としては、本件非開示部分は条例第１６条第７号に規定する非開示情報に該当すると判断する。

⑷　結論

以上により、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（参　考）

1　審議の経過

令和４年　９月３０日　諮問

１０月２４日　諮問庁からの弁明書の提出

令和５年　５月１８日　諮問庁の職員の口頭理由説明（令和５年度第２回会議）

６月２１日　審議（令和５年度第３回会議）

※　審査請求人から意見陳述希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

※　京都市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第３条第３項の規定に基づき、本件審査請求事件を取り扱う部会を変更した。

2　本件諮問について調査及び審議を行った部会

第１部会（部会長　北村　和生）